

インターネット上の誹謗中傷対策

○ インターネット上の誹謗中傷とは

誹謗中傷とは、悪口や根拠のない嘘等と言って、他人を傷つけたりする行為です。インターネット上で誹謗中傷の書き込みをすれば、内容によって名誉毀損罪や侮辱罪等の刑事責任を問われる場合があります。



○ よくある相談

<相談事例1>

友達から「SNS 上に自分の名前や写真等の個人情報が載っている。」と教えられ、SNS に自分の個人情報が掲載されていることが分かった。心配になり、他のサイトも確認したところ、掲示板サイトに、誹謗中傷する書き込みとともに自分の名前や写真が掲載されていることが分かった。

<相談事例2>

頻繁に知らない人からメールが来るようになった。送信されたメールに「掲示板サイト〇〇を見て連絡した」と書かれていたので、その掲示板サイトを見てもみると、そこには卑猥な文書とともに自分の名前やメールアドレス等が掲載されていた。



○ 誹謗中傷の被害に遭ったら

(1) 掲載された内容を記録する

自分自身を誹謗中傷等する内容がインターネット上に掲載されていることを把握した場合には、プロバイダや掲示板サイト管理者等への削除依頼や関係機関への相談、警察への通報・相談の際に必要となりますので、掲載されたサイトや SNS のページを印字し、当該サイトの名称、URL、書き込み者、書き込み日時、内容等を記録してください。

(2) 問題ある書き込みを削除する

各サイトで、

- ・ 掲示板等の作成者や管理者へ削除依頼メールを送る
- ・ 連絡（お問い合わせ）フォームに削除の依頼を書き込む

等の削除依頼方法が定められている場合がありますので、各サイトの削除依頼方法を確認してください。

掲示板等の管理人等に連絡が取れない場合は、対象の掲示板等が利用するプロバイダやサイト管理者に削除依頼をしてください。また、削除依頼方法の詳細については、**違法・有害情報相談センター**（外部サイト）（<https://www.ihaho.jp>）を参考にしてください。

(3) 関係機関に相談する

インターネット上の誹謗中傷に対しては、官民の相談機関等が対応しています。次の関係機関等への相談も併せて検討してください。

【関係機関】（外部サイト）

- ・ **違法・有害情報相談センター（総務省委託事業）**

インターネット上の書き込みにより、名誉棄損やプライバシー侵害等の被害に遭った場合、インターネットに関する専門知識を有する相談員が、相談者自身で行う削除対応の方法等をアドバイスします。

「違法・有害情報相談センター」（<https://www.ihaho.jp>）

- ・ **人権相談（法務省）**

インターネット上の投稿による人権侵害など、人権に関する相談を受け付ける窓口です。相談者自身が行う削除要請の方法について助言を行うほか、法務局が事案に応じてプロバイダ等に対する削除要請を行います。

「人権相談」（https://www.moj.go.jp/JINKEN/index_soudan.html）

- ・ **誹謗中傷ホットライン（一般社団法人セーファーインターネット協会）**

「誹謗中傷ホットライン」（<https://www.saferinternet.or.jp/bullying>）

(4) 相手方の処罰を望む場合（警察への通報・相談）

掲示板等への書き込み内容等が外部的名誉を低下させたり、社会的信用を失墜させたり、危害を加えたりするようなものである場合は、名誉棄損等の犯罪を構成する可能性があるため、相手方への処罰を望む場合は、最寄りの警察署に相談してください。

警察署案内（<https://www.police.pref.kochi.lg.jp/category/bumon/police/>）

警察署に相談される場合は、掲載されたサイトの表示画面を印字し、当該サイトの名称、URL、書き込み者、書き込み日時、内容等を記録して持参してください。事前に電話で担当者と日時や持参する資料の調整をしていただくと対応がスムーズに進みます。

○ 被害防止対策

- ・ ホームページや掲示板等で安易に自分や家族等の個人情報を掲載しない。(一つのサイトでは特定されなくても、複数のサイトの情報を集めて特定される可能性があります。)
- ・ インターネット上で知り合った人に、安易に名前や連絡先を教えたり、顔が分かる画像を送らない。
- ・ 自分の個人情報をある程度公開しなければならないときは、電話番号や詳細な住所等が本当に必要なのか、十分に考える。
- ・ 他人の個人情報を本人の許諾なく掲載することは、厳に慎む。

○ 特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律

【通称：情報流通プラットフォーム対処法（旧プロバイダ責任制限法）】

インターネット上の違法有害情報の流通が社会問題となっていることを踏まえ、「被害者救済」と発信者の「表現の自由」という重要な権利・利益のバランスに配慮しつつ、プラットフォーム事業者がインターネット上の権利侵害等への対処を適切に行うことができるようにするものです。

法律では、

- 1 プラットホーム事業者等（プラットフォーム事業者、プロバイダ、サーバの管理・運営者等）の免責要件の明確化
- 2 発信者情報の開示
- 3 大規模なプラットフォーム事業者等の義務

等が規定されています。

法律の詳細及び発信者情報開示等については、以下の Web サイト（外部サイト）等を参考にしてください。

総務省 (https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/d_syohi/ihoyugai.html)

情報流通プラットフォーム対処法関連情報サイト (<https://www.isplaw.jp>)